

米原市における不当要求行為等対策の支援に関する協定書

滋賀弁護士会（以下「甲」という）と米原市（以下「乙」という。）とは、乙の事務事業に係る不当要求行為等（米原市不当要求行為等対策条例（令和5年米原市条例第4号）第2条第1号に規定する「不当要求行為等」をいう。以下同じ。）の対策の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の支援の下、乙の事務事業に係る不当要求行為等対策の実効性の向上を図り、不当要求行為等を排除し、もって米原市職員（以下「市職員」という。）の公正な職務の執行の確保を図ることを目的とする。

（支援の実施）

第2条 甲は、乙からの要請に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- （1） 不当要求行為等に対して法的助言を行う相談窓口の設置
- （2） 不当要求行為等に対する民事訴訟等のための弁護士の推薦
- （3） 実際に発生した不当要求等事案に関する実例情報の提供
- （4） 市職員に対する不当要求行為等対策に係る研修の実施
- （5） 前各号に掲げるもののほか、乙における不当要求行為等の排除を図るために必要な事項

（支援の実施のための協力）

第3条 甲は、乙から前条の規定に基づく要請があったときは、遅滞なく必要な支援を実施するものとする。

2 乙は、甲から前条に規定する支援を受けるに当たっては、乙が保有する情報の提供等の必要な協力をしなければならない。

（情報保護）

第4条 甲および乙は、この協定に基づく連携協力に当たり、あらかじめ相手方の同意を得た情報以外の情報を第三者に対して開示または漏えいしてはならない。この協定に基づく連携協力が終了した場合も同様とする。

2 甲および乙は、この協定に基づく連携協力により知り得た甲または乙の情報について、第1条の目的以外に使用してはならない。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了の1か月前までに甲または乙から別段の意思表示がない限り、更に1年間この協定を更新継続するものとし、その後もまた同様とする。

（その他）

第6条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定書の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲および乙の代表者がそれぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和5年11月28日

甲 滋賀県大津市梅林1丁目3番3号

滋賀弁護士会
会長

中井陽一

乙 滋賀県米原市米原1016番地

米原市
市長

伊尾道雄